



令和2年5月27日

飛沫防止シートから発生する火災にご注意を！

新型コロナウイルス感染症対策として各店舗で取り組んでいる
飛沫防止シートに思わぬ火災危険が含まれています。

1 火災事例①

店舗(たばこ売場)で販売しているライターの点火試験を行ったところ、飛沫防止シートに着火したものの。

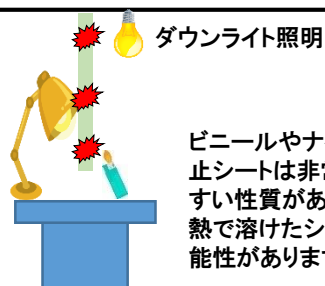
2 火災事例②

店舗内レジカウンターの天井から吊り下げている飛沫防止シートの近くに、ダウンライト照明があり、その熱でシートが溶けたものの。

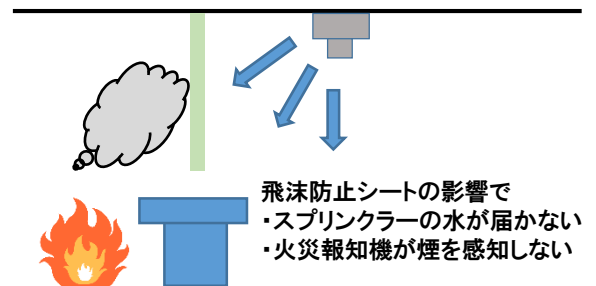
3 火災拡大危険

店舗内の天井から吊り下げている飛沫防止シートの付近に、スプリンクラー設備や自動火災報知設備の感知器などの消防設備があれば、正常に作動しない場合があり、火災発見や初期消火が遅れます。

飛沫防止シート



飛沫防止シート スプリンクラーなど



4 類似火災防止のために・・・

- (1) 店舗内では、火気の使用・喫煙はしない。
- (2) ライターを扱う売場においても、ライター点火をさせない。
- (3) 厨房付近には、飛沫防止シートを設置しない。
- (4) 照明の付近には、飛沫防止シートを設置しない。
- (5) スプリンクラー設備などの消防設備付近に飛沫防止シートを設置しない。

住宅用火災警報器の設置はお済ですか？
月1点検・10年が交換の目安です。
全国統一防火標語
『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』



【問い合わせ先】
青森地域広域事務組合
消防本部予防課
TEL 017-775-0853